

改正案				現行								
目次（現行のとおり）				目次（略）								
第一条から第六十九条まで（現行のとおり）				第一条から第六十九条まで（略）								
別表第一（現行のとおり）				別表第一（略）								
別表第二（第四十二条関係）				別表第二（第四十二条関係）								
施設	種別		休業日又は使用することができない日	使用時間	施設	種別		休業日又は使用することができない日	使用時間			
	自然公園	案内所				（現行のとおり）	（現行のとおり）			自然公園	案内所	（略）
施設	博物館 示施設	東京都御岳	十二月二十九日から翌年一月三日まで及び毎週月曜日（その日が休日又は都民の日に当たるときは、その翌日とする。）	午前九時から午後四時三十分まで	東京都御岳	博物館 示施設	東京都御岳 ビクターセンター	十二月二十九日から翌年一月三日まで及び毎週月曜日（その日が都民の日に当たるときは、その翌日とする。）	午前九時から午後四時半まで			
		東京都奥多摩 ビクターセンター								東京都奥多摩 ビクターセンター	東京都高尾 ビクターセンター	午前十時から午後四時まで
		東京都高尾 ビクターセンター										

附帯施設	宿舎から動物園まで	(現行のとおり)	東京都小笠原ビジターセンター	おがさわら丸が二見港を出港している間の日。ただし、知事が別に定める日を除く。	午前八時三十分から午後五時まで。ただし、知事が別に定める日にあつては、午前八時三十分から午後九時まで
	博物館 示施設	東京都立大島公園椿資			(現行のとおり)

附帯施設	宿舎から動物園まで	(略)	東京都小笠原ビジターセンター	毎週土曜日及び日曜日、小笠原丸の入港日、三月二十一日から四月五日まで、四月二十九日から五月六日まで並びに八月一日から十七日まで(以下「繁忙期」という。)を除く日	午前八時半から午後五時まで(午前十二時から一時三十分までを除く。)
	博物館 示施設	東京都立大島公園椿資			(略)

有料用具	設 運 動 施 設	料館		
		東京都立八丈植物公園 八丈ビジターセンター		(現行のとおり)
		東京都立小峰公園小峰 ビジターセンター	十二月二十九日から翌年一月三日まで及び毎週月曜日(その日が休日又は都民の日に当たるときは、その翌日とする。)	(現行のとおり)
	東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村ビジターセンター	十二月二十九日から翌年一月三日まで	(現行のとおり)	
	(現行のとおり)		(現行のとおり)	
				(現行のとおり)

別表第三(第四十六条関係)

一 土地の使用料

名 称	単 位	使用料
-----	-----	-----

有料用具	設 運 動 施 設	料館		
		東京都立八丈植物公園 八丈ビジターセンター		(略)
		東京都立小峰公園小峰 ビジターセンター	十二月二十九日から翌年一月三日まで及び毎週月曜日(その日が都民の日に当たるときは、その翌日とする。)	(略)
	東京都立奥多摩湖畔公園山のふるさと村ビジターセンター		(略)	
	(略)		(略)	
				(略)

別表第三(第四十六条関係)

一 土地の使用料

名 称	単 位	使用料
-----	-----	-----

東京都立大島公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)
東京都立八丈植物公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	九十五円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	十四円
東京都立羽伏浦公園	一平方メートル一月	六円
東京都立多幸湾公園	(現行のとおり)	(現行のとおり)

一 建物の使用料

名 称	単 位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	(現行のとおり)	(現行のとおり)
東京都立八丈植物公園売店	一月	八千四百円

別表第四 (第五十六条関係)

種 別	単 位	占用料	
		市	町村
電柱 本柱、支柱、支線	一本一月	百七円	(現行の とおり)
標識	一本一月	七十六円	(現行の とおり)
水道 水管、下水道	一メートル 一月	外径四十センチメートル 未満のもの	十九円 (現行の とおり)
		外径四十センチメートル	四十八円 (現行の とおり)

東京都立大島公園	(略)	(略)
東京都立八丈植物公園	(略)	(略)
東京都立小峰公園	一平方メートル一月	九十二円
東京都立奥多摩湖畔公園	一平方メートル一月	十五円
東京都立羽伏浦公園	一平方メートル一月	五円
東京都立多幸湾公園	(略)	(略)

一 建物の使用料

名 称	単 位	使用料
東京都立大島公園第二号売店	(略)	(略)
東京都立八丈植物公園売店	一月	八千八百円

別表第四 (第五十六条関係)

種 別	単 位	占用料	
		市	町村
電柱 本柱、支柱、支線	一本一月	百四円	(略)
標識	一本一月	七十四円	(略)
水道 水管、下水道	一メートル 一月	外径四十センチメートル 未満のもの	十八円 (略)
		外径四十センチメートル	四十六円 (略)

管、ガス管	の 以上一メートル未満のもの			とおりに)				
	の 外径一メートル以上のもの				九十六円	(現行の とおりに)		
電線	電線	一メートル 一月		(現行の とおりに)				
					地下 電線	外径四十センチ メートル未満の もの	十九円	(現行の とおりに)
						外径四十センチ メートル以上一 メートル未満の もの	四十八円	(現行の とおりに)
					外径一メートル 以上のもの	九十六円	(現行の とおりに)	
鉄塔		一平方 メートル 一月	九十六円	(現行の とおりに)				
変圧塔、マンホールの類		一箇所一 月	九十六円	(現行の とおりに)				
郵便差出箱及び信書便差出箱		一箇所一 月	三十八円	(現行の とおりに)				
公衆電話所		一箇所一 月	九十六円	(現行の とおりに)				
地下の占有物	地上露出部分	一平方	九十六円	(現行の				

管、ガス管	の 以上一メートル未満のもの			とおりに)				
	の 外径一メートル以上のもの				九十三円	(略)		
電線	電線	一メートル 一月		(略)				
					地下 電線	外径四十センチ メートル未満の もの	十八円	(略)
						外径四十センチ メートル以上一 メートル未満の もの	四十六円	(略)
					外径一メートル 以上のもの	九十三円	(略)	
鉄塔		一平方 メートル 一月	九十三円	(略)				
変圧塔、マンホールの類		一箇所一 月	九十三円	(略)				
郵便差出箱及び信書便差出箱		一箇所一 月	三十七円	(略)				
公衆電話所		一箇所一 月	九十三円	(略)				
地下の占有物件	地上露出部分	一平方	九十三円	(略)				

件		メートル		とおり)
	地下部分	一月	四十八円	(現行の とおり)
高架の占有物件		一 メートル 一月	四十八円	(現行の とおり)
天体、気象又は土地の観測施設		一 メートル 一月	九十六円	(現行の とおり)
写真撮影のための常時占有		撮影機 一 台一月	七百六十八円	
写真撮影のため の臨時的な 占有	写真撮影	一時間	十二円	
	映画、テレビ及 びビデオの撮影		千二百円	
その他の占有	競技会、集会等	(現行の とおり)	(現行の とおり)	(現行の とおり)
	その他の場合		(現行の とおり)	(現行の とおり)

付記 (現行のとおり)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (現行のとおり)

		メートル		
	地下部分	一月	四十六円	(略)
高架の占有物件		一 メートル 一月	四十六円	(略)
天体、気象又は土地の観測施設		一 メートル 一月	九十三円	(略)
写真撮影のための常時占有		撮影機 一 台一月	七百四十四円	
写真撮影のため の臨時的な占有	写真撮影	一時間	十一円	
	映画、テレビ及 びビデオの撮影		千百六十二円	
その他の占有	競技会、集会等	(略)	(略)	(略)
	その他の場合		(略)	(略)

付記 (略)

別記第一号様式から第五十二号様式まで (略)